

21受庁財第1562号

独立行政法人国立文化財機構

平成21年6月29日付け独法文決第11号で提出のあった第2期事業年度（平成20事業年度）財務諸表について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条の規定に基づき承認します。

平成22年3月31日

文部科学大臣 川端達夫

21受庁財第1562号  
平成22年3月31日

独立行政法人国立文化財機構  
理事長 佐々木 丞平 殿

文化庁次長  
合 田 隆 史

独立行政法人国立文化財機構の第2期事業年度（平成20事業年度）  
財務諸表の承認について（通知）

平成21年6月29日付け独法文決第11号で提出のあった  
独立行政法人国立文化財機構第2期事業年度（平成20事業年度）  
財務諸表について、平成22年3月31日付けで、文部科学大臣に  
承認されたので通知します。